

神保障支第 6534 号
平成 31 年 3 月 22 日

市内各指定特定相談支援事業所 管理者 様
市内各障害児相談支援事業所 管理者 様

神戸市保健福祉局
障害福祉部障害者支援課長

計画相談支援、障害児相談支援における神戸市モニタリング実施標準期間の改定について（通知）

平素は、神戸市の障害福祉行政の推進にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、平成 30 年の障害者総合支援法施行規則の改正に伴い、神戸市モニタリング実施標準期間を改定します。各利用者のモニタリング期間は、平成 31 年 4 月 1 日以降の支給決定（変更）日から適用することとします。支給決定によりモニタリング期間が変わるまでは、現在受給者証に記載のモニタリング期間での実施となりますので、ご注意ください。

記

1. 計画相談支援の神戸市モニタリング実施標準期間（平成 31 年 4 月 1 日から）
別紙 1
2. 障害児相談支援の神戸市モニタリング実施標準期間（平成 31 年 4 月 1 日から）
別紙 2
3. 参考資料等
別紙 3
4. その他留意事項
 - ・モニタリング期間は区が必要と認める期間で支給決定されます。必ずしも神戸市モニタリング実施標準期間で支給決定されるわけではありません。
 - ・各利用者の新標準期間に基づく支給決定は、平成 31 年 4 月 1 日以降の支給決定日から適用します。よって、新規・変更・更新の支給決定日が平成 31 年 4 月 1 日以降に訪れた者から順次適用となります。4 月 1 日以降に自動的にモニタリング期間が変わるわけではありません。既に計画相談支援・障害児相談支援の支給決定がされている者については、サービスの変更や更新の支給決定がされるまでは現に決定されているモニタリング期間での実施となります。
 - ・支給決定されているモニタリング月以外の月を提供月とするモニタリングの請求をあげた場合、エラーとなり請求は通りませんので、ご注意ください。

以上

計画相談支援の神戸市モニタリング実施標準期間（平成 31 年 4 月 1 日から）

(1) 1 月（毎月）ごと

在宅の障害福祉サービス利用者のうち下記の①～③のいずれかに該当する者

① 単身生活者

自ら障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難な者で、下記のいずれかに該当する者

- ・ 認定調査項目「2-10 日常の意思決定」の「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」、又は「3-3 コミュニケーション」の「特定の者であればコミュニケーションできる」「会話以外の方法でコミュニケーションできる」「独自の方法でコミュニケーションできる」「コミュニケーションできない」に該当
- ・ 身体障害者で、障害支援区分が 4 以上に該当

② 同居しているが、同居者による支援が困難な者

自ら障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難な者で、下記※1のいずれかに該当し、また、同居者が下記※2の状態等にある者。

※1 本人の状態（下記のいずれかに該当）

- ・ 認定調査項目「2-10 日常の意思決定」の「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」、又は「3-3 コミュニケーション」の「特定の者であればコミュニケーションできる」「会話以外の方法でコミュニケーションできる」「独自の方法でコミュニケーションできる」「コミュニケーションできない」に該当
- ・ 身体障害者で、障害支援区分が 4 以上に該当

※2 同居者の状態

- ・ 未成年
- ・ 障害や疾病のため、連絡調整に係る援助が困難
- ・ 高齢者や要介護者のため、連絡調整に係る援助が困難
- ・ 放置、無理解等により、連絡調整に係る援助が困難

③ 重度障害者等包括支援の対象者要件に該当する者で、当該サービスの支給決定を受けていない者

(2) 1月(毎月)ごと (支給決定後、3ヶ月間に限る)

上記(1)を除く、下記の者

- ① サービスの支給量が標準支給量を超え、市町村審査会に諮問した者
- ② 家庭環境の変化やライフステージの変化等、生活環境が大きな変化等により、サービスの種類、内容、量等に著しく変動がある者
- ③ 新規支給決定者等で、短期間のうちに、サービスの種類、内容、量等に著しく変動があると見込まれる者。

(3) 1月(毎月)ごと (支給決定後、6ヶ月間に限る)

上記(1)(2)を除く、下記の者

- ① 地域移行した者 (地域定着支援・自立生活援助の利用者を除く)
- ② 入所、入院から地域生活へ移行後に、一定期間集中的な支援を必要とする者で、次のいずれかに該当する者
 - ・ 障害と関連のある理由により、概ね3ヶ月以上入院していた者が退院した場合
 - ・ 障害者支援施設等、障害を事由とした施設に概ね3ヶ月以上入所していた者が退所した場合
 - ・ 共同生活援助から退所した場合 (自立生活援助の利用者を除く)

(4) 3月ごと

上記(1)(2)(3)を除く、下記の者

- ① 就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者
- ② 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練を利用する者
- ③ 65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者

(5) 6月ごと

上記(1)(2)(3)(4)を除く、下記の者

- ① 生活介護、就労継続支援、共同生活援助(日中支援型を除く)を利用する者
- ② 療養介護、施設入所支援を利用する者
- ③ 地域相談支援(地域移行支援)を利用する者
- ④ 地域相談支援(地域定着支援)を利用する者
- ⑤ 重度障害者等包括支援を利用する者

※現に計画作成済みの対象者については、各更新時に計画再作成(又は変更)を行うまでは、従前のモニタリング期間とする。

障害児相談支援の神戸市モニタリング実施標準期間（平成31年4月1日から）

（1）1月（毎月）ごと（障害児通所支援の利用開始日から3月間に限る）
通所給付決定又は通所給付決定の変更により障害児通所支援の種類、内容又は量に著しく変動があった者
（2）1月（毎月）ごと（ただし必要な期間）
上記（1）を除く、下記の者 (a) 障害児入所施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者 (b) 同居している家族等の障害、疾病等のため、指定障害児通所支援事業者との連絡調整を行うことが困難である者
（3）3月ごと
上記（1）（2）を除く、下記の者 通所給付決定と併せて障害者総合支援法に基づく、 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所を利用する者
（4）6月ごと
上記（1）（2）（3）を除く者

※現に計画作成済みの対象者については、各更新時に計画再作成（又は変更）を行うまでは、従前のモニタリング期間とする。

厚生労働省令で定める期間（参考）

継続サービス利用支援（モニタリング）期間（者・施行規則第6条の16）

法第五条第二十一項に規定する厚生労働省令で定める期間は、障害者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。ただし、第一号に定める期間については、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始日から起算して三月を経過するまでの間に限る。

- 一 支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者 一月間
- 二 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者（いずれも前号に掲げる者を除く。）のうち次に掲げるもの 一月間
 - イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
 - ハ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者
- 三 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者若しくは地域定着支援を利用する者（いずれも前二号に掲げる者を除く。）又は地域移行支援を利用する者（第一号に掲げる者を除く。） 六月間
- 四 療養介護、重度障害者等包括支援又は施設入所支援を利用する者（第一号に掲げる者及び地域移行支援を利用する者を除く。）

継続障害児支援利用援助（モニタリング）期間（児・施行規則第1条の2の7）

法第六条の二の二第九項に規定する厚生労働省令で定める期間は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容及び量、障害児通所支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。ただし、第三号に定める期間については、当該通所給付決定又は通所給付決定の変更に係る障害児通所支援の利用開始日から起算して三月を経過するまでの間に限るものとする。

- 一 次号及び第三号に掲げる者以外のもの 六月間
- 二 次号に掲げる者以外のものであつて、次に掲げるもの 一月間
 - イ 障害児入所施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - ロ 同居している家族等の障害、疾病等のため、指定障害児通所支援事業者等（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下同じ。）との連絡調整を行うことが困難である者
- 三 通所給付決定（法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）又は通所給付決定の変更により障害児通所支援の種類、内容又は量に著しく変動があつた者 一月間

その他（参考）

【障害保健福祉関係主管課長会資料（平成 30 年 3 月 14 日）より抜粋】

- 標準期間よりもきめ細かいモニタリングの実施（2、3 か月ごとに）が必要な対象者像は、以下のとおり（例示）
（計画相談支援）
 - a 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要であるもの
 - b 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

厚生労働省計画相談支援に係る QA 問 30 （平成 25 年 2 月 22 日付事務連絡）

モニタリング期間の設定についての考え方如何。

（答）

- モニタリング期間については、障害者等の心身の状況、環境、生活課題、援助方針、サービスの種類・内容・量などを勘案して定める必要がある。
具体的には、指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画案において、個々のサービスの効果・必要性を判断すべき時期を設定した上でモニタリング期間の提案をしたものを踏まえ、市町村が設定する。
- 一般的には、状態が不安定で障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を頻回に行わなければならない場合等はモニタリング期間が短くなることが想定され、逆に、状態が安定している場合等はモニタリング期間が長くなることが想定される。